

教育委員会監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

教育委員会の所管に属する令和5年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務（監査に伴い現地調査を行った市立学校は別表のとおり）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、50万円までの負担金の支出決定は課長専決事項、100万円までの負担金の支出決定は部長専決事項とされており、令和5年度神奈川県公立小学校長会会費（負担金）736,000円の支出決定については教育総務部長の決裁を要するが、総務課長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務課）

イ 横須賀総合高校（定時制）修学旅行教育支援介助員旅費の支出について、令和5年6月20日付けの出張命令書により費用弁償（宿泊）の予算執行を決定していたが、当該予算執行に係る費用弁償（宿泊）予算額の流用決裁を受けたのは同年7月24日付けであった。予算執行の決定については、予算執行伺の時点において財源の確保が完了している必要があるので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（教育指導課）

ウ 教育委員会専決規程によると、特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免は部長専決事項とされているが、「令和5年度（2023年度）非常勤職員（学校薬剤師）の委嘱及び辞令の交付について（令和5年6月1日付委嘱分）」の決裁文書において、保健体育課長の決裁により決定していたので、今後は、教育委員会専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（保健体育課）

(2) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされている。また、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないとされている。

令和5年5月18日から19日にかけて開催された「第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会帯広大会」への参加（出張期日は令和5年5月17日から19日まで）に伴い、資金前渡により支出手続が行われた負担金及び概算払により支出手続が行われた普通旅費（宿泊）について、令和5年5月19日に用務が終了したものの、同年11月7日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前

渡及び概算払の精算が行われていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。また、普通旅費（宿泊）のうち後払いとされた旅費については同時点で支給手続が行われていなかったため、併せて適正な事務処理に改められたい。

（総務課）

イ 会計年度任用職員出張旅費（スクールソーシャルワーカー）5月分の支出について、算出誤りにより支給不足が生じていたため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（支援教育課）

ウ 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・第3回横須賀市立小中学校適正配置審議会委員報酬

（令和5年6月26日開催、同年7月21日支給）

- ・令和5年度第1回文化財専門審議会委員報酬

（令和5年6月30日開催、同年7月21日支給）

（教育政策課及び生涯学習課）

エ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、10日を超えて精算が行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・横須賀総合高校（定時制）修学旅行教育支援介助員旅費

（用務終了日 令和5年7月31日、精算手続日 令和5年9月11日）

- ・第28回小学校5年生芸術鑑賞会への参加に伴う児童交通費

（用務終了日 令和5年6月28日、精算手続日 令和5年7月20日）

- ・第72回横須賀市中学校総合体育大会総合開会式への参加に伴う生徒交通費

（用務終了日 令和5年4月15日、精算手続日 令和5年5月2日）

（教育指導課及び保健体育課）

(3) 財産管理に関する事務

ア 学校用地の使用について、公有財産使用承認申請及び使用承認に係る

事務処理が行なわれていないもの（街路防犯灯2灯）や、現況（街路防犯灯14灯、水道管直結式非常貯水装置備蓄機材格納庫0基）と異なる内容（街路防犯灯11灯、水道管直結式非常貯水装置備蓄機材格納庫3基）で公有財産使用承認申請及び使用承認がされているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（学校管理課）

イ 物品会計規則によると、レターパックの管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿により受払いを明らかにしておかなければならないとされているが、レターパックの物品受払簿が作成されておらず、受払いが明らかにされていなかったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（教職員課）

ウ 郵便切手及びレターパックの管理において、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しないもの（2校）や物品受払簿の所属長確認欄に所属長の署名又は押印がされていないもの（1校）があったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（小学校）

（別表）

現地調査実施市立学校一覧表

区 分	学 校 名
小学校	浦郷小学校、田浦小学校、沢山小学校、汐入小学校、山崎小学校、城北小学校、大矢部小学校、根岸小学校、浦賀小学校、鴨居小学校、高坂小学校、岩戸小学校、北下浦小学校、津久井小学校、武山小学校
中学校	田浦中学校、不入斗中学校、池上中学校、大矢部中学校、馬堀中学校、鴨居中中学校、長沢中学校
その他の学校	横須賀総合高等学校（全日制・定時制）、ろう学校